

第 3 回

熊本県議会

総務常任委員会会議記録

平成25年 6 月20日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第 3 回 熊本県議会 総務常任委員会会議記録

平成25年6月20日（木曜日）

午後2時20分開議

午後2時58分閉会

本日の会議に付した事件

議案第21号 熊本県知事等の給与の特例に関する条例の制定について

出席委員（8人）

委員長 山口 ゆたか
副委員長 橋 口 海 平
委員 鬼 海 洋 一
委員 岩 下 栄 一
委員 大 西 一 史
委員 氷 室 雄 一 郎
委員 溝 口 幸 治
委員 高 木 健 次

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

総務部

部長 岡 村 範 明
政策審議監 木 村 敬
首席審議員兼人事課長 金 子 徳 政
財政課長 福 島 誠 治

人事委員会事務局

局長 鷹 尾 雄 二
総務課長 吉 富 寛
公務員課長 與 田 博

事務局職員出席者

議事課課長補佐 井 隆 彦
政務調査課主幹 桑 原 博 史

午後2時20分開議

○山口ゆたか委員長 それでは、ただいまから第3回総務常任委員会を開会いたします。

本日、本委員会に付託されました議案を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案について執行部の説明を求めた後に質疑を受けたいと思います。なお、審査を効率よく進めるため、執行部の説明は着座のまま簡潔に行ってください。

では、関係課長からの説明を求めます。

○金子人事課長 人事課でございます。

第21号議案熊本県知事等の給与の特例に関する条例について説明いたします。

資料の8ページ、熊本県知事等の給与の特例に関する条例(案)の概要をお願いいたします。

まず、条例制定の趣旨ですが、地方公務員の給与削減を前提とした地方交付税等の削減等を踏まえ、本県におきましても職員の給与の削減に取り組むこととしております。本条例は、この削減措置を実施するために制定するものでございます。

次に、内容についてですが、まず特別職につきましても、給料月額と期末手当を削減することとしております。知事が、給料月額、期末手当ともに30%、副知事が、給料月額、期末手当ともに20%、教育長、常勤の監査委員、病院事業の管理者が、給料月額の10%、期末手当の9.77%をそれぞれ削減することとしております。また、一般職の職員につきましても、給料月額と管理職手当を削減することとしております。

給料月額については、国の給与削減措置に準じ、給料表ごとに職務の級に応じて設定した削減率により削減を行うこととしております。

具体的な削減率は、行政職の場合で、主事や技師など係員相当の1～2級の職員が給料月額額の4.77%、主に係長級から課長級相当の3級から6級の職員が7.77%、課長級から部長級相当の7級から9級の職員が9.77%となっております。その他、管理職手当についても、国の給与削減措置に準じて一律10%の削減を行うこととしております。

9ページをお願いいたします。

削減の期間につきましては、平成25年7月から平成26年3月までの9カ月間としております。

施行日は、平成25年7月1日からとしております。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○山口ゆたか委員長 執行部の説明が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。なお、質疑は付託議案に関するものとさせていただきます。委員の皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

質疑をお受けいたします。

○大西一史委員 この議案に関しては、本会議でもたった今議論があったところでありまして、国の財政状況を考えて、やっぱり国の財政の安定を考えるとということであれば、地方もそういうことは考えなければならぬというのはよく私も理解しているところなのですが、ただ、今回のこういうやり方、ある意味では地方交付税を人質にとって給与削減を求めるといって、非常にこういうおどし的なやり方とかいうふうに言えるんじゃないかなと思うんですが、こういうやり方がやっぱりよくないというふうに私は思います。

だから、そういう意味では地方公務員の給与というのは、それこそ地方の自主性に委ねられているわけで、ある意味では国以上に削減もしてきた部分、熊本県が今まで取り組ん

できた部分というのは、やっぱりそれに上乗せして圧力をかけるようなやり方というのが果たしてどうなのかということは、非常に、知事も遺憾だというふうにおっしゃっていただけますけれども、やっぱりやり方はよくないなというふうに思うんですが、総務省出身の木村政策監、今回のこういったいきさつ、国の動きについて、率直にどう思っておられるのかということをお尋ねします。

○木村政策審議監 政策審議監木村でございます。御質問いただきました。

総務省のほうから昨年の7月に来させていただいておりますので、国にいたところは国家公務員で給料を減らされて、こっち来て直ったなど思ったら、今回こういう形になってしまって、確かにがっかりしているところでございますが、今回のプロセスにつきましては、本当に、知事がきょう議会等で申し上げますように、極めて遺憾であるというところは正しいところでございます。まさに地方公務員の給与というのは、地方団体において自主的に判断されるべきものでありますけれども、今回こういう形で交付税が人質にとられたと。

当然、総務省としても、当初は求めていたものではございませんし、その原理原則は閣内でも主張していたところでございますけれども、最終的には政権の意思としては、今回はこういう形でということになっております。

今後こういうことがないように、我々都道府県の職員もそうですし、また議会の皆さんも、特に決めたのは安倍政権でございますので、ぜひ与党の皆さん、野党の皆さんも含めて、国に対して、今後こういうことがないように申しただけければと思っております。

○大西一史委員 当然、そういったやり方も今後やらないでほしいとは言いながらも、どういうふうなことになるのかなというのはいち

よっとまだまだ疑問がありますが、そういったところは知事も、知事会を通じてなり何なりおっしゃっていかれるというふうに思います。

ただ、今回のこの議案に関して、提案理由の説明を聞いていますと、交付税の削減によって県民生活に影響を及ぼす可能性があるの、国のこの給与削減の要請に対して、ある意味では仕方なくこれはもう応じざるを得ないというようなことだろうというふうに思うんですが、仮に今回応じなければ、具体的に県民生活にどんな影響があるのかということ、これはどなたか答えていただきたいんですが。

○金子人事課長 最終的には交付税の確定の額が決まらなるとわからないところではありますけれども、今回の影響額が90億出ておりますので、それを給与削減等を行わないとするならば、事務事業の大幅な見直しであるとか、基金等の取り崩し等も含めて検討が必要になると。そうなれば、地域経済とか、県財政も含めてかなりの影響があるんだろうと思っております。

○大西一史委員 まあ90億、当然のことながら、それは交付税措置がなされなければ、やっぱり直ちにいろんな事業の執行に影響があるというのはありますので、その点は仕方がないにしても、先ほど木村さんもおっしゃったように、こういった手法はやっぱりやめると、やめてもらいたいというのは私もそう思います。

ただ、そういう意味では、これはもう従わざるを得ないというような状況であるというのは私もそういうふうに感じているんですが、それで最終的に人事委員会の意見というのがこの前本会議で出ていましたが、それによると、遺憾を表明しつつ、勧告に沿った給与水準を確保されるよう切に要望するという

ことだったのですが、その意見を聞いていて、一体どっちなんだという、賛成なのか反対なのかどっちなんだという、よくわからないと、もっとはっきり言うべきじゃないかというような意見も議会の議場からはやじが聞こえたわけですけども、その点についてどういう、要は人事委員会の中でこの件に関してどんな意見が出たのか、その経過も含めて、今回改めて意見を聞きたいというふうに思います。

○鷹尾人事委員会事務局長 本日、平野議員の公務員給与の削減についての質疑を聞いておりますと、きのうの委員長の意見について、議員それぞれのお受けとめもさまざまであるなど改めて感じたところがございます。改めて委員会の意見をきちんと申し述べる必要があらうかというふうに思っております。

委員会の意見、昨日は、今回の議案の提案に至りました経過なり趣旨なりに触れました後、このような事情を考慮するとしても、地方公務員法に定める給与決定の原則に基づいて委員会の勧告に沿った適正な水準が確保されるべきであり、今回の措置に至ったことは遺憾であると言わざるを得ませんというところを1点目に言ったわけでございます。

もう1点、今後は、職員の生活の安定、意識の向上にも配慮し、地方公務員法に定める給与決定の原則に基づきまして、人事委員会の給与勧告に沿った給与水準が確保されるよう切に要望するという形で結ばせていただきました。

まず、ポイントでございますが、今回、人事委員会といたしましては、地方公務員法に定める給与決定の原則、その中でも、民間給与等との均衡などを踏まえて、人事委員会の給与勧告に沿った適正な水準が確保されるというのは当然のことというふうに私ども考えております。

それに加えて、先ほどからお話があります、また知事の冒頭提案の中で説明がありましたとおり、給与に係る地方の自主決定権あるいは地方固有の財源である交付税の性格を否定するというような性格も感じられる点、この辺を踏まえて遺憾である、すなわち残念であるという意味でこの表現を用いたところでございます。また、今後はということで、以下要望を表明いたしております。

現在、人事委員会におきましては、今年度も人事委員会の勧告を行うべく各種調査、民間調査を昨日まで行っておったところでございまして、同じようなことが今後とも繰り返されることのないようにというような意味で切望をしたところでございます。当然、今年度の本県の削減が実施をされるという前提での意見であるということで御理解をいただければというふうに考えております。

以上でございます。

○大西一史委員 ということは、ある程度やむなしということが今の意見なんだろうなと思います。

確かに、全国の防災事業費であるとか、それから緊急防災・減災事業費であるとか、それから地域の元気づくり事業費であるとか、こういったものにある意味ではそれと見合う分といいますか、という形での財源を捻出するということではあるから、ある程度そういう形はやむを得ないという状況にあるのかもしれないんですが、ただ、やっぱり今回の給与削減の要請というのは、まだ第1弾にすぎないんじゃないかなという感じが私は個人的にするんですね。これだけ積極的な財政出動を今やっている中で、やっぱりその後には地方財政に対して必ずプレッシャーが来るんですよ。これは、やっぱり全体的に金がない中でやるわけですからね。だから、そういう意味では自主的にどこでどういうふうにやりくりをしながらやっていくのかということ

は、一番実は大事なところなんですよ。だから、そこを侵害されるようなやり方をされるのはやっぱり一番よくないと思うんです。

どっちみち減らさなきゃいけないということなのであれば、やっぱりしっかり地方の意思というか、意見をもとにその辺の検討をしていかなければ、ただ単にそれであれば国の全部直轄事業であり、補助事業にしてしまっただけで、もう給与も国の一本で全部やってくださいという話にこれだとなってしまいうんですね。だから、やっぱりそういうことは今後避けなきゃいけないから、この点に関しては厳しくやっていただきたいと国のほうに言っていただきたいということをお願いしておきます。

ただ、今の全体の国の財政状況、それから、熊本県だって、確かに全体から考えると、災害対策でいろんなお金をやっぱり出しているという意味では、何らかの国の財政に協力するべきところもそれは政治的にはあり得るというふうに私は思いますので、反対はしませんけれども、ただ、そういったところのけじめはきちっとつけておいていただきたいということをお願いしておきます。

以上です。

○岩下栄一委員 意見を申し上げます。

国が行革の努力も十分せずに地方にしわ寄せを一挙にやってきたというのは、手法としては地方分権に非常に逆行した、いわゆる中央集権的なやり方、上意下達というか、きょう平野議員もおっしゃっていたけれども、上意下達というのは昔から中央政府が地方へやるやり口でありますけれどもね。

それで、給与の自主決定権というけれども、これは結局憲法94条の地方自治体の権限に由来するんですね、給与の自主決定権で。ということは、このやり方は、まああんまりこういうことは言いたくないけれども、憲法

違反なんですね、実際の話が。したがって、知事も各自治体も、いろいろ抗議を国に対してやってこられたと思うけれども、なお継続して地方の立場というものを主張し続けてほしいなというふうに思います。

そこでお尋ねが1点ありますけれども、この給与の削減で、給与を減らされる県職はトータル何ぼぐらいいらっしゃるんですかね。

○金子人事課長 全体では2万5,000名ぐらいです。

○岩下栄一委員 かなりおられるんですね。県民生活の消費に及ぼす影響というのは相当あると思うし、景気がやや上向きかけたときに、また何か冷や水かけたなという印象はありますけれども。

それから、民間企業なんかへの波及というのは考えられないんですかね。

○金子人事課長 基本的に公共団体への削減要請ですので、それも9カ月間という限定的なものですので、ちょっと民間のどこまで影響するかわかりませんが、県あたりに準拠するところもあるかもしれませんが、そういった部分では一部影響が出るかもしれないと思っております。

○岩下栄一委員 民間企業の便乗給与削減というか、そういうこともあるかもしれませんね。いずれにしても、地方の立場を、全国知事会でもどこでもいいけれども、強くやっぱり中央に対して今後要請していかれるようお願いしたいと思います。

○山口ゆたか委員長 意見として取り扱います。

○鬼海洋一委員 それぞれから出されておりますけれども、今回の決定によって賃金とい

うものが非常に扱いが軽くなったなという、これは今の岩下先生のお話とも関連するわけですが、公務員賃金のこういう形での決定経過というのが民間にやっぱり影響していく、マイナスの作用が働いていく、これを非常に懸念しますね。ですから、もっとやっぱり重く受けとめながら、賃金そのものの位置づけについて、もう一回我々考え直す必要があるんじゃないかというのも、今回の決定によって非常に私自身が強く持ちましたので、そのことを申し上げておきたいと思っております。

それから、もうほとんど一緒ですけども、例えば今回の予算、国家財政でいうと、つまり交付税でおろす部分が、今金子課長がお話のとおり、予算のつけかえみたいな話なんですよ。トータルして国の予算がある、それも、こっちは突出したから、その分を交付税に落とさぬで埋め合わせをしようという、こういう国の予算のあり方についても、今言った賃金というものの位置づけという中から、極めて不当なものではないかというふうに思っております。

そこで、今人事委員会のお話もありました。この人事委員会そのものの存立にかかわる基本的な問題じゃないでしょうか。そうすると、遺憾なものであると、そして、切に要望するというようなこういう指摘をいただいた中で、知事部局として最終決定をいただいたわけでありましたが、今後の人事委員会の存立、ありようの問題について、またきょうも平野議員が話しされましたように、例えば労働組合としての交渉の中での決定権等について、法的な今の動きがあっている中で、また現状の人事委員会の存立というものを想定した状況の中で、まだ法律改正がなされないという状況に至っているわけですが、その中における人事委員会としての今後の存立そのものに対する問題点の認識、どのように受けとめておられるのかということが2点目ですね。

それからもう一つは、今このことにかかわる影響を人事委員会と調査をしているというお話がありました。民間との関係で、さらに民間の賃金との格差が出てくる事態というのは考えられるわけですが、そのときに、今度は逆の意味で公務員賃金の、ある意味では再評価ですか、その中で格差が出たときに、違った形での勧告をされるのかどうかという、その辺の状況についてお尋ねしておきたいと思います。

○鷹尾人事委員会事務局長 今人事委員会の存立にかかわるお話ということでございましたが、数年来、公務員制度の改革の議論が国において盛んに行われておりました。

人事委員会の勧告制度も、そもそも公務員の労働基本権を制約するという中で、地方公務員の給与の決定の基本原則の一つとして定められてきたところでございます。そこに、まさに人事委員会の大きな役割の一つがあるというふうに考えておるところでございます。

残念ながら公務員改革については少し頓挫をしているようでございまして、私どもも、今後どういう展開が行われるかというものをしっかり見据えていきたいというふうに思っておりますが、少なくともこれまで長い間、人事委員会が公務員制度の中で大きな役割を果たしてきたということについては間違いのないというふうに思っておりますし、その点については、しっかりいろんな機会を捉えて伝えてまいりたいというふうに思っております。

それからもう1点、現在行っている民間給与実態調査、人事委員会の勧告の前提となります給与実態調査を、毎年この時期に、5月1日から6月18日までの間実施をいたしております。それへの影響というようなお話でございましたが、まだこれは調査中ということで、今後の見通しについてこの場で御説明す

ることは控えさせていただきたいというふうに思っておりますが、少なくとも公務員の給与決定の原則ということで、民間の給与をベースにして公務員の勧告制度を行う、またそれが、結果的にはございまして、地域の給与水準等にも影響するというような形で長く続いてきたということは、この勧告制度について相応の信任が、社会も含めて得られているというふうに私ども考えておるところでございます。

今後とも、精緻な、調査に当たってはより正確を期してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○鬼海洋一委員 非常にその辺を懸念しているわけです。それで、何回も今大西委員のほうから出されまして、一度きりのものなのかということですよ。これはやっぱり歯どめをしておかなきゃならぬきょうのテーマではないかというふうに思っておりますが、その辺の状況については、決意をひとつよろしくお願いしておきたいと思います。

○岡村総務部長 実は、今回の措置が、交付税法が改正されて、4月1日から施行されたわけですけれども、直ちに全国知事会の山田会長初め関係者、総務大臣と面会をいたしまして、今回の措置のことについて確認をとってございまして、今回のようなことは二度としないようにということが1点と、もう一つは、先ほどから話題になっておりますが、地方公務員のあり方については、国と地方の協議の場においてきちっとそこは議論する、もちろん人事委員会あるいは人事院という制度が今現行法上あるわけでございますから、そういったものを含めてきちっと議論をするんだということで確認をしておりますので、今先生おっしゃいました、一回きりなのかということにつきましては、私どもとしまして

は二度とないというふうに考えてはおりますけれども、もしあろうことならば、それこそ6団体一緒になってきちっと対応すべきものだと思っておりますし、そういうことを確認した上での今回の措置であるというふうに、我々今のところ理解しておるところでございます。

○溝口幸治委員 私もすっきりはしないと思っています。ただ、県民の皆様方に今回の件を説明すると、なかなか反応はさまざまというか、実はこうやって公務員は給料が減るんですよね、大変なんですよ、今まで努力もしてきたんですよという説明をしても、なかなか共感を得られない。同情していただく方は少ないというのが事実です。ここは、やっぱり民間の方々と公務員の給与の違いというか、そういったものをお感じになっているんだろうと思います。

今後こういうことがないことを祈りつつも、地方分権という言葉が出ていますが、この際、例えば人事評価や給与体系を抜本的に見直して、熊本県型というか、やっぱり頑張れる人にはきちっとした対応を、県民から見て、ああ、やっぱりあの人は下がって当たり前よと言われる人もいらっしゃるでしょうし、今回の件で、あの人はかわいそうだと、あの人は日ごろから頑張っているという評価も多分分かれると思うんですね。

ですから、人事評価と給与体系の見直しをしっかりとやって——決してスポットが当たる人が私は頑張っているという評価はしていませんので、スポットが当たらない人のところもきちっと評価できるようなシステム、そういったものをやっぱり研究すべきじゃないかなというふうに感じておりますが、そういったお考えは部長はいかがでしょう。

○岡村総務部長 実は、給与制度が大きく変わったときに、これまで1年に1号給上がる

ようなところを4つに分けたときがございまして、したがって、昔1号上がっていたのが、普通だと4号上がるような今システムになっているんですけれども、それを区分したときに、勤務成績の良好な人、普通の人、あるいはそうでない人は、その4分割を活用して少し差を設けようという制度は既にもう入れてございます。

それで、普通でない人といいますか、どうしてもやっぱりそのときそのときおるわけでございますが、そういった方は、例えばその半分であるとか、いわゆる4号が普通でありますと2号給とか、そういうことで差をつけてきておるのは事実でございますし、また、期末勤勉手当のうちの勤勉手当でございますが、そういったものについてある程度差をつけようじゃないかということで、幹部職員については既にそういう措置を入れてございます。まだ一般職員まではそこは広まっておりますけれども、そういった方向に向かいつつあることは間違いないと思いますし、きょう知事が答弁で申しておりましたように、地道に仕事をきちっとやっている人にもきちっと評価ができるようなことを、所属長の意識改革も含めてやっていくというふうに申しておりましたので、そういったことでひとつ対応していきたいと思っております。具体的には、人事課のほうで人事・人材育成方針というのをつくっておりますので、それののっとなってきちっとやっていきたいと思っております。

○溝口幸治委員 頑張る人が報われる制度をぜひ研究してほしいというふうに思います。

以上です。

○大西一史委員 人事委員会の話がちょっとさっき鬼海先生のほうから出て、人事委員会の存在意義みたいなものもどうなのかというように問われているということ、まさ

にそういうことだろうと思いますが、人事委員会の意見にしろ何にしろそうなんです、やっぱり地方公務員の今の給与水準が本当に適切なかどうかも含めて、要はその人事委員会の中でどんな議論がされているのかというのがオープンになってない感じがするわけです。何というかな、ホームページあたりに——私も見せていただいたんですが、書いてあるわけでもなし——書いてある県もあります。こういう議論が誰誰委員から出ます、出ましたと。そういうのをもう少しやっぱり開いていくというかな、オープンにしていく姿勢というのが私は必要だと思うんですけども、その辺はいかがですかね。

○鷹尾人事委員会事務局長 人事委員会は月2回程度開催をして、それぞれ委員から熱心に議論をいただいておりますのでございます。

議論の結果については、議事録として当然私どものほうで控えておるわけですが、ただいま委員御指摘のとおり、ホームページに掲載する等々のところまではまだ至っていないというのが現状でございます。

ただいま委員御指摘の点も踏まえて、各県の状況等もつぶさに調べた上で、どうあるべきかも含め、この委員会の意見も聞きながら対処してまいりたいというふうに考えております。

○大西一史委員 ぜひそれはオープンにやっていただきたいと思います。

というのが、やっぱり今溝口先生がおっしゃったように、公務員とか、まあ議員の給与も含めてですけども、非常にやっぱり厳しい目が注がれているんですよね。だから、その辺に対するきちんとした——やっぱり賃金をきちっと確保するという部分でいえば、その正当性を評価するためには、そういったものがやっぱりオープンでなければならぬと

いうふうに思いますので、その辺はよろしくをお願いします。

それともう1個要望として言わせていただければ、これは全体の話なのですが、総務部長はぜひ知事にも言っていただきたいのですが、やっぱり国と地方の協議の場というのが何のためにあるのかという話なんですよ。

今回のこの地方公務員の給与削減というの、結局1回しかこの議論はしてないんですよ。十分にそこで議論を尽くしてやった話でも何でもないということを考えれば、一体何のための国と地方の協議の場なのかよくわからないんですよ。そうすると、こういったいろんな大きな議題に関しては、そういったところでもっと——今回これで従いましたと、次はもうやめてくださいねという話じゃなくて、やっぱりそもそも論をもう少しこういった国と地方の協議の場でできるようにぜひ提案していただきたい。これはもう答弁は要りませんので、やっていただきたいということをお願いしておきます。

○山口ゆたか委員長 要望として承ります。

○高木健次委員 今回のやり方というのは、非常に私たちも憤りを感じている。方法として、地方交付税、地方固有の財源を減らして、国がここまで手を突っ込んでこういうやり方で来たのかと、方法論に対して非常に憤りを感じるわけですね。

国が金がないときには、やっぱり地方がそれはそれなりの金を持ち寄って国を助ける、国を興すというその基本的なことはよくわかるんですけども、方法に対して非常に憤りを感じているということからすると、今回、県のほうは、今定例会でこの案を了承したいという、知事苦渋の決定だろうと思うんですけども、県内でも、市町村が——我々県議会としては、制度としておかしいやり方だし、おかしいけれども、国の呼応に従ったと

いう面と、市町村の——今回どういう形となるかわかりませんが、新聞等によりますと、幾つかの市町村が否決をしたというような状況も出ているわけですね。ということは、やっぱり自分たちがこれに対して反発して反対をするのがまともなことなんだということでやった市町村のその答えに対して、非常に県民やら市民あたりからの今度は非難とかいろいろなことが出るんじゃないかな、物議を醸すんじゃないかなと、いろいろ功罪も出てくるんじゃないかなという感じがするわけですね。

ですから、県議会、県としては、国のこういうやり方に呼応して先駆的にやれば、その決定は市町村にまで波及して、非常に市町村のほうも戸惑うんじゃないかなという感じがするわけですね。ですから、その辺の整合性といいますか、恐らく、まあどうなるかわかりませんが、市町村でも幾らかの自治体が否決やら反対をするかもわからぬ。そのとき、県としての、何といいますか、市町村に対する言いわけじゃないけれども、説得とか、そういう県が持っている気持ちというのはどういう形であらわしていくのかなと非常に心配するわけですね。まあ、それぞれの自治体だから、勝手にそれはやればそれで済むことだけれども、その辺である程度県のほうから先導したような形になりはせぬかなという感じがするわけですが、いかがでしょうか。

○金子人事課長 市町村のほうでは、減額の方針を既に決定して議会に上程しているところもありますし、委員御指摘のように、数市町では議会のほうで否決するというような動きも出ているようでございます。

ただ、これについては、最終的には市町村の議会できちっと議論をされて決定されているものだと思いますけれども、いずれにしても、どの市町村であっても、交付税が結果的に

減らされている状況は変わらないわけですので、そこら付近の状況あたりは県のほうできちんと説明しておく必要があるんじゃないかと思っております。

○高木健次委員 だから、やっぱり今言ったように、いや、これはちょっとやり方がおかしいということで否決とか減額を渋ったりとかいう決定が出たときには、非常に、何というか、風当たりというのが、逆におかしいと思ってやらなかったところに行くんじゃないかなという感じもするものですから、その辺の対策、対応はいかなものかなと。部長、いかがです。

○岡村総務部長 それぞれの団体によっていろいろ御議論があっているんだと思います。九州各県、それぞれいろいろ議論があって、大体まとまりつつございますし、県下の市町村においてもいろいろ議論があってございます。

今回の交付税の削減だけではなくて、実はそれぞれの自治体で給与の水準というものを見られておまして、国がカットした後の給与と比べてもまだ、いわゆるラスパイレス指数を一般的に使いますが、それがまだ100を割っている団体もございます。そういった団体は、もうこれ以上職員の給与を下げる必要はないのではないかという議論もあるやに話を聞いております。

一方では財源論の話もありながら、一方では、先ほど賃金というお話がございましたけれども、生活給与としての実態もあるわけでございますので、そういったことをおもんばかって今回はしないというところも現実的にはあるようでございます。

また、国と同じような率を用いずに、その辺の水準を見ながら、例えばその中間の率でありますとか、その実態に合わせた率を適用されるようなところも出てきております。そ

こは現実問題として交付税の削減は多少なりともあっておりますので、そこは議会を含めたところでの御議論をいただいて、それぞれの住民のほうにきちっと御説明していただくということがまず第一義かなというふうに思っておりますので、先ほど高木委員がおっしゃったものだけではなくて、いろんな要素があるということをお理解いただければと思います。

○高木健次委員 いろいろ話も出ましたからね。とにかく、これを今からやっぱり何回も、国の一方的なやり方に、はい、これでいいですよというふうに出さないように、今回は苦渋の決断だけれどもというような形で国にしっかりこれから物申して行ってほしいと、いろんな場面で。そういうことをお願いして、私のほうは終わりたいと思います。

○氷室雄一郎委員 今のこの御意見なんですけれども、各市町村では議会で否決をしている。それは、総務部長がおっしゃったことはわかるんですけれども、一般県民から見れば非常にわかりにくい面があります。その先導的な役割を県が決めたという、じゃあどうしてだという、一つ一つ今みたいな説明がきちっと県民の皆さんに御理解できればそれはいいんですけれども、なかなか厳しい市町村の財政なり、また給与水準等細かいところはよくわからない。しかし、一般的に見ますと、あら、これはどうだという県民の御意見なり、また、一般企業に対する影響なりもたくさんあると思うんです。だから、一番頑張るべきところはやっぱり県じゃないかと僕は思っておりますので、しっかり、まあ苦渋の選択だと知事もお話をされましたけれども、その辺はしっかりアナウンスをしていただければという希望を最後に述べておきます。

○山口ゆたか委員長 御意見として賜りま

す。

ほかにございませんでしょうか。

○橋口海平副委員長 熊本県も、今まで行財政改革に取り組んできたと思います。今まで実際どのような財政再建に向けた取り組みを行っていたのか、それとまた、どれくらいの効果額があったのかというのをちょっとお聞きしたいと思います。

○金子人事課長 これまで2回財政再建に取り組んでおります。平成13年から平成16年、こちらのほうで給与削減等をやって、このときの効果額は64億円ございます。それと、平成21年から24年まで、これも財政再建戦略として取り組んでおります。このときの給与削減による効果額は127億円。合計、2回の財政再建計画の中で、191億円程度の給与削減に伴う効果額がっております。

それ以外にも、職員の削減であるとか、事務事業の見直し等も含めてやっておりますので、財政再建全体としてはもっと大きなものになると思いますけれども、給与削減に関しては以上でございます。

○山口ゆたか委員長 ほかに質疑はありませんでしょうか。——なければ、これで議案に対する質疑を終了します。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第21号について採決したいと思います。

議案第21号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

○山口ゆたか委員長 御異議ありがありましたので、議案第21号について、挙手により採決をいたします。

原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○山口ゆたか委員長 挙手多数と認めます。
よって、議案第21号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で本日の議題は終了いたしました。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会いたします。どうもお疲れさまでございました。

午後2時58分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

総務常任委員会委員長